

和歌山市子ども・子育て支援新制度市民説明会 開催状況

開催日	時間	場所	参加者数(人)
9月29日(月)	19:00～	北コミュニティセンター	85
10月1日(水)	19:00～	東部コミュニティセンター	18
10月3日(金)	19:00～	地場産業振興センター	15
10月4日(土)	13:30～	本庁舎14階大会議室	108
10月6日(月)	19:00～	河南コミュニティセンター	8
10月8日(水)	19:00～	中央コミュニティセンター	38
10月9日(木)	19:00～	河西コミュニティセンター	31
10月14日(火)	19:00～	河北コミュニティセンター	25
10月15日(水)	11:00～	三宝幼稚園	100
10月16日(木)	10:30～	いさお幼稚園	80
10月17日(木)	10:30～	いさお幼稚園	80
10月17日(木)	14:00～	つどいの広場(ポピンズ)	8
10月21日(火)	10:30～	つどいの広場(ぐるんぱ)	18
10月24日(金)	11:45～	和歌山ひかり幼稚園	50

子ども・子育て支援新制度市民説明会 主なQ&A

	Q	A
1	和歌山市の私立保育所は認定こども園にすべてなるのでしょうか。	事業主(法人)の意向によりますので、すべてが認定こども園になるというものではありません。現在移行について、検討いただいているところになります。また、平成27年度に移行されなくても、その後もそのときの子ども数等の実情によって認定こども園になっていただくこともできます。ご希望の施設があれば、直接施設への確認をお願いします。
2	現在下の子どもの育児休業中です。上の子が3歳になるので、保育所に入園させたいのですが、2号認定は取れるのでしょうか。(下の子どもの育休が空いたら仕事に復帰する予定)	現状では、2号認定の保育の必要性の事由にはあたりませんが、その他の事情(例えば求職中等)を確認させていただきたいと思います。なお、1号認定をとって、幼稚園や認定こども園への入園は可能です。
3	2・3号認定は市役所に認定申請に行かなければならないとの事ですが、保育所の在園児も市役所での手続きになりますか。	在園児については、例年どおり市から園へ出向いて受付をする方法など、園を通して申請していただけるように検討しています。園からお手紙等でお知らせをさせていただきますので、ご確認ください。
4	現在幼稚園に通っていますが、その通っている幼稚園が認定こども園になった場合のメリットとデメリットを教えてください。	認定こども園の特徴として、保護者が働くこととなった場合に、保育所等に転園しなくても、認定こども園であれば、そのまま2号・3号子どもとして、その園に通い続けることができます。デメリットとしては、基本的に幼稚園と保育所のいいところを合わせた認定こども園ですので、個々に不便等を感じる場所があることは別として、特に考えられないと思います。ただ、費用面では、今までの幼稚園に支払う一律の費用から、応能負担という所得による費用が設定されます。今までの幼稚園の一律の費用の場合も就園奨励費という所得に応じた払い戻しの制度がありましたので、所得に応じた費用負担という意味では同じかと思えます。具体的な金額については現在検討中になっています。
5	3歳未満で3号認定をとって施設利用していたとして、年度途中で、3歳になったときには、市役所での認定申請が必要ですか。3号になったら保育料は年度途中で変更されるのでしょうか。	3号認定から2号認定になる場合は、市役所の職権として、変更させていただき、新しい認定証を郵送させていただくこととなりますので、変更認定の申請をしていただく必要はありません。また、その年度の保育料については、3号認定の保育料となります。
6	認定を受けた後、有効期限があっても、今までのように毎年利用申込みの書類を出さないといけないのですか。	認定の申請については変更のない限り、最初のみで結構ですが、保育の継続の書類については、今よりも簡素化したものを検討しており、提出はしていただくことになる予定です。
7	保育短時間も保育標準時間もその時間を超えた場合は延長保育料が必要になると思います。例えば、昼から18時まで勤務となると、短時間保育の保育料に加え、毎日の延長保育料が必要になるのでしょうか。さらに、昼からの勤務なので、昼からのみの保育の受け入れとなるのでしょうか。延長保育料はいくらぐらいなのかを教えてください。	延長保育の考え方につきましては、先日9月の国の通知では「延長保育については追って通知する」ということになっており、国からの詳細がまだ出ていませんので、料金も含めまして、未定となっています。昼からの就労の場合の考え方として、昼からの保育というものではなく、認定の保育時間の利用が可能となります。

8	就労に応じた保育ということであれば、土曜日の保育は利用できないということでしょうか。	利用可能です。
9	3人っ子施策は引き続きありますか。	和歌山県と調整し、継続の予定です。
10	認定こども園に1号認定で通っており、途中で働くことになった場合はどのようになりますか。	その場合は、1号認定から2号認定の変更申請をしていただくこととなります。保育の必要な事由等から審査し、認定後に、認定こども園の保育機能の利用となります。
11	現在、親の介護を理由に保育所を利用している場合、今後は11時間利用が可能なのでしょうか。短時間認定になるのでしょうか。	介護の事由の場合は、介護にかかる時間によって標準時間かまたは短時間に区分し、認定することとなります。
12	幼稚園が認定こども園になるとして、保育の部分に申し込むと、市の調整が入ると聞いていますが、そこで定員にもれてしまうのでしょうか。	保育所と認定こども園の保育部分の希望については、市役所で第3希望まで記入することができますので、例えば第1希望が認定こども園の保育部分としてもれたとした場合は、第2希望の保育所等への調整をさせていただくこととなります。
13	幼稚園や保育所から認定こども園になったとして、保育環境が悪化するなど、何か変わるようになりますか。	認定こども園の認可についても、子ども一人当たりの面積や職員の資格など、基準が設けられています。その基準をクリアした施設が認定こども園として運営することになりますので、環境として現在の施設から悪化する等のことはありません。
14	就労時間が増えた場合は短時間保育から標準時間の保育はどうすれば受けられますか。	短時間認定から標準時間認定の変更申請になるので必要書類を添えて、申請をお願いします。
15	週3回8時間勤務では短時間か標準時間認定のどちらになるのでしょうか。就労時間のみで決められるならば、短時間になってしまうのですが、実際短時間では足りないのですが。	認定はつき120時間の終了時間未満では、短時間認定となります。短時間の保育時間で足りない部分は延長保育などで対応していくこととなりますが、延長保育の詳細は、国からの通知を待っているところです。
16	保育の必要な事由を証明する書類は、家事手伝い、具体的には農業についてはどのような書類が必要ですか。	自営業の場合は、自営の会社の印鑑を押印した証明書になります。農業の場合で会社がないならば、農業を営む個人の印鑑での書類で代用することになるでしょう。
17	出産の予定が秋にあり、その後、4月から働く予定もあります。どのような流れでいつ申込みすればよいのでしょうか。	就労が確定しているのであれば、その会社で復帰証明の書類を書いてもらい、認定申請をしていただくこととなります。4月からの就業の再のご利用希望ならば、申請と施設申込みは案内どおり12月19日までにさせていただき、第1回目の利用調整に掛けたいと思います。受付期限に遅れて、随時の申込みになりますと、入所者数が確定してきますので、定員も減ってきますので、希望の園には入園が難しくなる可能性があります。

18	求職活動中で2号認定をとりたいのですが、就労証明書を出せない場合はどうするのですか。	求職活動中の事由で申請をいただければ認定できます。ただし、求職活動中の認定は最長90日となりますので、その間に職を探して決定していただき、就労が決定した時点で会社で就労証明をとっていただき、次の手続きとして、就業の事由での認定を決定します。
19	認定こども園の認可は市が担当だと聞きましたが、認定こども園では何かが変わるのでしょうか。	認定こども園の中でも幼保連携型認定こども園の認可が和歌山市となり、その他の類型は和歌山県が引き続き認可をします。幼保連携型認定こども園の基準は条例で定められています。基準の中では、例えば、認定こども園の職員は、保育士と幼稚園教諭どちらの資格も持っているということがあります。
20	短時間保育と標準時間保育の子どもが同じクラスの場合、親が迎えに行くのが遅くて気になります。その様な精神的負担はどうなるのでしょうか。	認定こども園では、1号認定も2号認定も一緒に教育を受けます。その後の保育については各自ばらばらのお迎えになります。保育所については、これは現在でも同じ状況かと思えます。現在認定こども園であるところに聞き取りはしていますが、子どもの精神的負担等の確認できる様な問題はないようです。また、保育教諭でありますので、専門家として精神的負担等には対応しますし、安心して預けていただくことができると思えます。市としましても、施設に対して、子どもの状況等には気をつけるよう働きかけをしていきます。
21	認定こども園の2号3号で、入園希望する場合、認定こども園への入園の希望も認定の手続きも市役所に行くのですか。その後のことは市役所がしてくれるのですか。	認定こども園の教育部分希望の方は、直接園に申込みをしていただくこととなりますが、保育機能部分である2号3号の方は市役所で、入園希望の園の手続きと認定の手続きをしていただくこととなり、園への直接の手続きはありません。その後、2,3号認定として認定こども園に入園が決定しましたら契約等の手続きには、園に出向いていただくこととなります。
22	認定こども園の保育部分に、市役所に申し込みに行ったときに、この園はもう定員オーバーで入園が難しいというようなことは把握していて伝えてくれるのでしょうか。	市役所での2号3号の子どもの園への申込みは第3希望まで記入いただけます。申込みについて一斉の受付となりますので、その後それを取りまとめて、優先順位等で入園を決定していく利用調整という作業に入り、その後の入園決定となりますので、申込み時に定員オーバーで入園が難しいということはお伝えできません。
23	第1希望の保育所で、第2希望が私立幼稚園の場合、保育所より早く募集の始まる私立幼稚園には、認定申請などの前に申込みをしなければいけないのでしょうか。私立幼稚園の願書提出には費用が発生するのですがどうしたらいいのでしょうか。	方法として、平行してどちらも申込みをしていただくことになると思います。保育所の部分の決定は2月以降になりますので、決定後、幼稚園か保育所かを、その時点で選んでいただくこととなります。万が一保育の部分で、入園できなかった場合、幼稚園の内定がなければ、幼稚園の方にもいけないことになってしまう可能性があるのですが、幼稚園ではまず内定をもらっておけば安心だと思います。幼稚園の内定にあたって、手続上費用がかかることについては、新制度に入らない幼稚園については、特に園の取り決めになりますので、入園料の納付等については、ご希望の園に確認していただくこととなります。

24	利用料金について、国の水準を上限に検討中とのことだが、いつ頃に決定するのか教えてください。	料金を最終決定するためには、住民税の所得割額が必要となりますが、その決定の際に控除対象項目が必要です。その項目がまだ国から示されていない状態であるため、条例を制定することができない状況です。控除項目が国から示されるのは、12月末の見込みであるため、示されてから条例制定し、その条例が議会で認められないと決定できませんので、最終決定がいつかということについては、3月になることとなります。
25	公立幼稚園の保育料については、所得による保育料に変更されるのでしょうか。	今回、保育料の負担額は変わらないような方向ですすめています。今後、新制度の施設として見直す時期が来ますが来年度は現行のままです。
26	認定こども園で、1号認定で通う場合と、幼稚園で1号認定で通う場合と保育料は違うのでしょうか。	原則、和歌山市内の1号認定、2号認定、3号認定のそれぞれの保育料は統一されることとなります。ですので、認定こども園に通っていても幼稚園に通っていても和歌山市の1号認定の子どもの保育料の部分は同額です。ただ、新制度に入らない幼稚園の保育料は今までどおり園独自で決定されます。また、各園で、実費負担や上乗せ負担が発生する場合があります。
27	認定こども園で2号認定の子どもがいっぱいで1号認定が入れないという事態にはならないのでしょうか。1号認定で申し込んで定員オーバーなら内定されない場合は、別の幼稚園等を探さないといけないのでしょうか。	認定こども園で1号認定の定員を設けているところであれば、定員内の受け入れはできると考えています。1号認定の定員よりも多い申込みがあった場合には、園のほうで選考されることとなりますが、選考に当たっては、あらかじめ選考基準を定めて保護者に明示したうえで行うことになっています。選考基準としては抽選、先着順、建学の精神の理念に基づく選考(書類、面接など)のほか、卒園児、在園児の兄弟である場合、前年度の抽選で落選し補欠登録されているなど園で基準を設定しておくこととなっています。
28	和歌山市は今後幼稚園、保育園が全て認定こども園になっていくのでしょうか。	私立の幼稚園、保育所の法人の考えもあるかと思いますが、強制はできませんが、和歌山市としては、認定こどもの普及を推進することとしています。
29	利用料金の算定方法が所得税から市町村民税に変わることで何か変わるのでしょうか。	基本的には、同じ所得であれば大きな金額の変動はないと思われませんが、階級の分かれ目の所得のご家庭については、該当する階級によっては、料金が上がる場合、または下がる場合ということもあります。
30	地域子育て支援事業の病児・病後児保育について、今後増やしていく予定はありますか。	現在病児保育は月山病院で実施、病後児保育は杭の瀬保育所で実施しています。病児保育のほうはニーズ調査からも、今後増やしていきたいと考えており、受けただけの医療機関を検討しています。病後児保育については、病後児という状態が特定しにくく、実績があまりなく、今後病児保育と一体的にできないかも合わせて検討しています。
31	地域型保育事業について、和歌山市ではどこにあるのでしょうか。	地域型保育事業は新制度で創設される事業となります。和歌山市では、現在の保育所や今後の認定こども園で、受け入れ可能であると考えていますので、地域型保育事業を積極的に進める予定はありません。

32	平成27年度から認定こども園になる施設はどこになりますか。	現在各施設でご検討いただいています。幼稚園、保育所の入所の手続きが始まりますので、10月27日の保育所の申請書配布の時点では、認定こども園に移行される予定の園は示させていただきます。
33	保育短時間に認定されて、就労形態によって残業などで、11時間程度の保育が必要なきはどのようなのでしょうか。	保育短時間の保育時間の8時間を超える時間については、料金が発生しますが、延長保育を利用していただくこととなります。
34	3号から2号に年度途中でなる場合は、年度途中で、保育料が変わるのでしょうか。	年度初めに3号認定である場合はその年度は、3号認定の料金で、次年度4月から2号認定の料金になります。
35	年中の子どもが幼稚園に通っていて、下の子を3号認定で他の保育所または、新制度での認定こども園に入園させた場合料金は半額対象ですか。	上のお子さんが在園の間(就学前)は2人目の子どもは半額の料金です。
36	フルタイムで就労はしていますが、育休明けのため部分休業を取得しており、就労時間が短いのですが、その場合は短時間認定になるのですか。	部分休業を取得していても、就労時間が1か月120時間を越えているようであれば、標準時間で認定されます。
38	育児休業明けが年度途中の場合は、どのくらいに保育所の申込み等に行けばよいですか。	育児休業明けの前月から保育利用が可能となります。保育利用開始月の前月15日が申込締切日となっていますので、それまでに申込み等の手続きに来ていただくこととなります。
39	保育標準時間と短時間では利用料に差がありますか。	保育短時間は、保育標準時間の保育料のマイナス1.7パーセントの保育料となります。
40	他市町村から3歳未満で幼稚園型認定こども園に通っていますが、平成27年度からも引き続いて、通えるのでしょうか。その園は幼保連携型認定こども園になると聞いています。	和歌山市内で待機児童が発生している現在では、他市町村の2号3号認定子どもについては、受け入れが難しい状況です。ただ、新制度に移行したことで、現在通っている園を退園しないといけないことにはならないよう対応していきます。
41	現在通っている幼稚園が、認定こども園になるとのことですが、教育内容は変わってしまうのでしょうか。	幼稚園については「幼稚園教育要領」に基づき、保育所については「保育所保育指針」に基づき、それぞれ幼児教育と保育が提供されてきましたが、昨今、幼稚園においては教育時間後の預かり保育が実施され、保育所においても、多彩な教育プログラムが実施されており、同様に機能やサービスが提供されている状況です。幼保連携型認定こども園では「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、教育・保育が実施されることとなっています。